高知県農業経営法人化支援総合事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県農業経営法人化支援総合事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的及び補助対象事業）

第２条　県は、農業経営者総合サポート事業として、農業経営の法人化、規模拡大、円滑な経営継承等の多様な経営課題に対応するために、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年４月１日付け12構改Ｂ第350号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）及び農業経営法人化支援総合事業実施要綱（平成30年３月29日付け29経営第3471号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づき実施する次に掲げる事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

（１）　農業経営者サポート事業

（２）　都道府県新規就農相談事業

（３）　農業経営法人化支援事業

２　県は、農業経営者支援推進事業として、一般社団法人高知県農業会議が実施する農業経営に関する相談体制の整備及び経営相談・診断、経営課題のテーマに応じた専門家による個別経営支援の取組等の事務の円滑な処理を実施するために必要となる経費について、一般社団法人高知県農業会議に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象経費及び補助率）

第３条　前条に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表第１に定めるとおりとする。

（事業実施計画の作成）

第４条　第２条の事業を行う民間団体等の事業実施主体及び一般社団法人高知県農業会議（以下「補助事業者」という。）は、第２条第1項各号に掲げる事業に係る次条の補助金交付申請書を提出しようとするときは、事前に実施要綱に基づく事業実施計画書を作成して知事に提出し、承認を受けなければならない。

（補助金の交付の申請）

第５条　補助事業者が、補助金の交付を申請しようとするときは、別記第１号様式又は別記第１号様式の２による補助金交付申請書に、知事が定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

２　補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助の条件）

第６条　補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

(１) 補助金に係る法令、規則、要綱、要領等に従うこと。

(２) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(３) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、これらの収入及び支出についての証拠書類を補助金の交付を受けた年度の翌会計年度から起算して５年間整備保管すること。

(４)　補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、別表第２に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(５)　補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対して、前各号の条件を付さなければならないこと。

（補助事業の着手）

第７条　補助事業者は、補助事業に着手する場合は、原則として、次条第１項の規定による補助金の交付の決定通知に基づき行わなければならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

（１）第２条第１項第１号及び第２号に掲げる事業において、地域の事情等に応じて事業の円滑化を図る上で、交付の決定前に着手する必要があり、事業実施計画の承認後に実施要綱に基づく交付決定前着手届を知事に提出した場合。

（２）第２条第２項に掲げる事業において、地域の事情等に応じて事業の円滑化を図る上で、交付の決定前に着手する必要があり、別記第２号様式による交付決定前着手届を知事に提出した場合。

（補助金の交付の決定）

第８条　知事は、第５条の規定による補助金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、その適否を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。

２　知事は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、別に交付の条件を付すことができる。

（補助事業の変更等）

第９条　補助事業者は、第２条第１項第１号に掲げる事業の場合は次の各号に掲げるいずれかの事項に係る変更をしようとするとき、第２条第１項第２号及び３号並びに第２条第２項に掲げる事業の場合は次の第１号から第４号に掲げるいずれかの事項に係る変更をしようとするときは、事前に別記第３号様式又は別記第３号様式の２による補助金変更承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、第２条第1項第１号及び第３号に掲げる事業の変更を行う場合においては、補助金変更承認申請書を提出する前に実施要綱に基づく事業実施計画書の変更申請書を作成して知事に提出し、承認を受けなければならない。

(１)　補助事業の新設、中止又は廃止

(２)　事業実施主体の変更

(３) 事業費の30％を超える増又は補助金の増

(４) 事業費又は補助金の30％を超える減

(５) 国交付要綱別表のⅡの２の２の（１）の①から③までの各経費、④の経費及び⑤の経費の相互間における経費の増減

２　知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ補助金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

（遂行状況の報告）

第10条　補助事業者は、補助金の交付の決定に係る年度の各四半期（第４・四半期を除く）の末日現在において別記第４号様式による事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の概算払の請求）

第11条　補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づく概算払の請求をしようとするときは、別記第５号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（実績報告等）

第12条　補助事業者は、第２条第１項第１号及び第３号並びに第２条第２項に掲げる補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了の日若しくは当該補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して１月以内又は補助事業実施年度の３月31日のいずれか早い日までに別記第６号様式又は別記第６号様式の２による実績報告書を知事に提出しなければならない。

２　補助事業者は、第２条第１項第２号に掲げる補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了の日若しくは当該補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して１月以内又は補助事業実施年度の３月31日のいずれか早い日までに実施要綱に基づく実績報告書を知事に提出しなければならない。

３　補助事業者は、第５条第２項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第１項又は第２項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

４　補助事業者は、第５条第２項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第１項又は第２項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第７号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第13条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定する。

２　知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

（補助金の交付の決定の取消し等）

第14条　知事は、次に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全額若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(１)　補助事業者が規則又はこの要綱等の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。

(２)　補助事業者が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。

(３)　補助事業者が補助金の交付の条件に違反したとき。

(４)　補助事業の実施が著しく不適当であると認められたとき。

(５)　補助事業者、間接補助事業者等が別表第２に掲げるいずれかに該当することが判明したとき。

（グリーン購入）

第15条　補助事業者等は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第16条　補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（委任）

第17条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

　（施行期日）

１　この要綱は、平成30年４月27日から施行する。

（失効期限等）

２　この要綱は、令和５年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第６条第３号から第５号まで、第12条第４項、第14条及び第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

　この要綱は、令和元年５月20日から施行し、令和元年度事業から適用する。

附則

　１　この要綱は、令和元年７月12日から施行する。

　２　この要綱の施行の際現にある改正前の要綱の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

　３　この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間これを取り繕って使用することができる。

附則

　この要綱は、令和２年５月11日から施行する。

別表第１（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助率 |
| １　農業経営者総合サポート事業  　　民間団体等が行う次に掲げる事業に要する経費  （１）農業経営者サポート事業  　　実施要綱第２の１の（１）に規定する都道府県段階で整備する相談体制において、関係機関と連携して行う農業経営の法人化等に関する経営相談・診断、専門家派遣・巡回指導等の経営改善を支援する事業  （２）都道府県新規就農相談事業  　実施要綱第２の１の（２）に規定する都道府県段階に設置する新規就農等に関する相談窓口において行う、就農相談や雇用就農者の定着に向けた相談活動、研修会の開催等を支援する事業  （３）農業経営法人化支援事業  　　実施要綱第２の１の（３）に規定する農業経営サポート事業等によって経営相談・診断を行った集落営農等が法人化する取組を支援する事業  ２　農業経営者支援推進事業  　　一般社団法人高知県農業会議が行う農業経営者を支援する下記の事業に要する経費（国庫補助の対象となった経費を除く。）  （１）相談体制の整備・運営  （２）専門家・職員等研修会  （３）個別相談・巡回指導  （４）情報収集・提供活動 | 定　額  定　額  定　額  定　額 |

備考

　２の事業は県単独事業とする。

別表第２（第６条、第14条関係）

１　 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

２ 　暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

３ 　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。

４ 　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

５ 　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

６ 　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

７　 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

８　 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

９　 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

10 　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。